

小学校

令和7年度 就学援助費 支給額

支給内容		年間支給額	備考
①	新入学用品費 (1年生)	57,060円	4月1日認定児童が対象で5月に支給します。 (既に新入学準備金として支給されている場合は対象外。)
②	学用品費 (1年生)	11,630円	年度末に支給します。 ※年度途中で認定された方は、認定月から月割りで計算して支給します。
③	学用品費 (2～6年生)	13,900円	年度末に支給します。 ※年度途中で認定された方は、認定月から月割りで計算して支給します。
④	修学旅行費	27,000円(上限) ※上限に満たない場合は、各学校の必要額を支給します。	認定日が修学旅行実施日以前であり、旅行に参加した児童が対象です。
⑤	卒業アルバム代	実費	卒業アルバム代を購入される児童を対象に支給します。
⑥	医療費	実 費 ※市から医療機関へ直接支払います。	※対象となる疾病 トラコーマ、結膜炎、白せん、かいせん、膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、寄生虫病(予防を除く)、う歯 ※特別医療受給者証をお持ちの方はそちらを優先して使用してください。
⑦	給食費	1食当たり280円のうち196円を補助します。(7割相当)	補助金額を学校へ支払います。
⑧	独)日本スポーツ振興センター 災害共済掛金	保護者負担額を全額補助します。	令和7年5月1日までの就学援助の認定、もしくは生活保護を受給している児童のみ対象です。

就学援助認定児童についての支給内容は①～⑧
生活保護世帯児童についての支給内容は④⑥⑧
米子市外から通学している児童についての支給内容は⑥～⑧

- ◎ 上記の表は令和7年度の支給額です。来年度以降変更となる場合があります。
- ◎ 家庭状況の変化があった方は変更申請が必要です。
- ◎ 上記支給額は、年度当初より認定になった場合の年間の支給額です。年度途中の認定の場合は、減額されるもの又は支給されないものがあります。
- ◎ 年度途中で市外へ転校される方は、支給方法が異なりますので、別途お知らせします。

※お問い合わせ先※

米子市教育委員会事務局 こども支援課 (ふれあいの里1階)
米子市錦町一丁目139番地3 電話 (0859)23-5434

令和7年度 就学援助費 支給額

支給内容		年間支給額	備考
①	新入学用品費 (1年生)	63,000円	4月1日認定生徒が対象で5月に支給します。 (既に新入学準備金として支給されている場合は対象外。)
②	学用品費 (1年生)	22,730円	年度末に支給します。 ※年度途中で認定された方は、認定月から月割りで計算して支給します。
③	学用品費 (2、3年生)	25,000円	年度末に支給します。 ※年度途中で認定された方は、認定月から月割りで計算して支給します。
④	修学旅行費	53,000円(上限) ※上限に満たない場合は、各学校の必要額を支給します。	認定日が修学旅行実施日以前であり、旅行に参加した生徒が対象です。
⑤	卒業アルバム代	実費	卒業アルバム代を購入される生徒を対象に支給します。
⑥	医療費	実 費 ※市から医療機関へ直接支払います。	※対象となる疾病 トラコーマ、結膜炎、白せん、かいせん、膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、寄生虫病(予防を除く)、う歯 ※特別医療受給者証をお持ちの方はそちらを優先して使用してください。
⑦	給食費	1食当たり330円のうち231円を補助します。(7割相当)	補助金額を学校へ支払います。
⑧	独)日本スポーツ振興センター 災害共済掛金	保護者負担額を全額補助します。	令和7年5月1日までの就学援助の認定、もしくは生活保護を受給している児童のみ対象です。

就学援助認定生徒についての支給内容は①～⑧
生活保護世帯児童についての支給内容は④⑥⑧
米子市外から通学している生徒についての支給内容は⑥～⑧

- ◎ 上記の表は令和7年度の支給額です。来年度以降変更となる場合があります。
- ◎ 家庭状況の変化があった方は変更申請が必要です。
- ◎ 上記支給額は、年度当初より認定になった場合の年間の支給額です。年度途中の認定の場合は、減額されるもの又は支給されないものがあります。
- ◎ 年度途中で市外へ転校される方は、支給方法が異なりますので、別途お知らせします。

※お問い合わせ先※

米子市教育委員会事務局 こども支援課 (ふれあいの里1階)
米子市錦町一丁目139番地3 電話 (0859)23-5434